

# 所得税の還付申告

## 大和税務署で受付スタート

大和税務署では、今月から給与所得者、年金受給者で、医療費控除・住宅借入金等特別控除などを受ける方や、去年会社を中途退職し年末調整をしていない方などを対象に、還付申告を受け付けています。2月17日(月)からの申告期間中は大変混雑します。1月22日(月)から2月17日(月)に申告書を提出すると、還付金を早く受け取ることが出来ます。

「確定申告書の記入は難しい」と思う方もいると思いますが、税務署や各相談会場では、書き方を分かりやすく説明した冊子「確定申告の手引き」を配布しています。この冊子には、計算コーナーが設けてあり、計算した金額が手引きの見出しと同じ色の箇所(申告書第一表)に書き写せるなど、記入しやすくなっています。他にも各会場には、各種記載例、説明書などを備えていますので、それらを参考に早めに提出してください。

## 自分で書いて早めに提出、受け取りも

### ◆医療費控除

#### ◆一年間の支払い総額で

本人または生計を一にする親族の病気の治療や出産などに支払った1年間の医療費の総額から、保険や給付金などで補てんされる額を差し引いた金額が10万円(所得金額が200万円未満の場合)

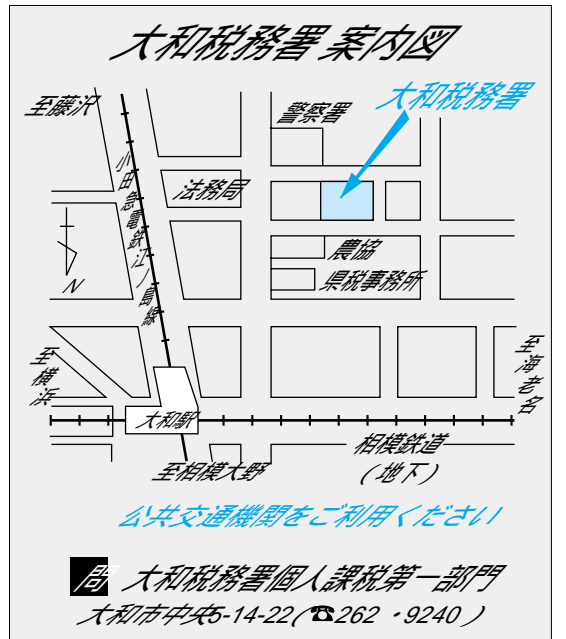
### 要件を満たした住宅・増改築に

### ◆住宅借入金等特別控除 (住宅ローンなど)

住宅ローンなどを利用したマイホームの購入(家屋の敷地を含む)や、増改築などをした場合、一定の要件を満たせば、居住した年から10年間にわたり税額控除が受けられます。これは、銀行などの金融機関 ※市・県民税には適用されません。

### ◆所得税・消費税・贈与税の申告期間

所得税・消費税・贈与税の申告期間は次のとおりです。  
 ▼所得税：2月17日(月)～3月17日(月)  
 ▼消費税(個人事業者)：3月31日(月)まで  
 ▼贈与税：2月3日(月)～



### ●確定申告書の作成指導

1月28日～2月3日 市役所で開催

年金受給者または給与所得者で、医療費控除・住宅借入金等特別控除を受ける方や、去年会社を中途退職し年末調整をしていない方など還付申告する方を対象に、確定申告書の作成指導

申告書の受付を市役所で行います。作成方法は、税務署職員の手引きを受けながら納税者本人が作成する自書作成方式です。

▽受付日時 1月28日(火)～2月3日(月)午前9時～11時、午後1時～3時30分(土・日を除く)

▽会場 市役所例会室 ※会場が混雑した場合、受付終了時間を早めたり、入場を制限する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

▽持参するもの  
 ①印鑑  
 ②公的年金や給与の収入がある方は、それぞれの源泉徴収票  
 ③支払った社会保険料の年間集計額(年末調整分を除く)

④各種控除証明書(年末調整分を除く)  
 ⑤医療費控除を受ける方は、その領収書(あらかじめ集計したもの)と高額療養費、分べん費、生命保険の入院給付金などで医療費の補てんを受けた金額の分かるもの

⑥住宅借入金等特別控除を受ける方は、土地・建物の登記簿謄本または抄本(登記事項証明書、請負または売買契約書の写し、住民票(平成15年1月1日以後発行のもの)、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(2力所以上から交付を受けている場合は、すべての証明書。増改築等の場合は、建築確認通知書の写しもしくは検査済証の写し、または建築士から交付を受けた増改築等工事証明書

⑦申告名義人の銀行口座番号のわかるもの

⑧申告書が届いている方は、その確定申告書

⑨筆記用具、計算機

※市役所会場では、営業等の事業・農業・不動産・譲渡所得のある方、分離課税用・損失申告用の申告書を使用する相談や青色申告の相談は行いませんのでご注意ください。

◆使用する確定申告書の種類  
 ▼申告書A (第一表・第二表)：給与所得、年金などの雑所得、配当所得、一時所得だけで予定納税額のない方  
 ▼申告書B (第一表・第二表)：申告書Aに該当しない方。土地建物等の譲渡などがあり、分離課税の申告をする場合は第三表を、平成14年分の所得金額が赤字の場合など、損失申告がある場合は第四表を併せて使用します。

### 市役所1月の人事異動

市では1月1日付けで、部長級4人、課長級4人の人事異動を発令しました。部長級以上の異動は次のとおりです(カッコ内は旧)。

▽企画部長事務代理兼企画部 参事兼企画政策課長(企画部参事兼企画政策課長) 金井 憲彰

▽保健福祉部参事兼児童福祉課長兼児童母子担当事務取扱(保健福祉部参事兼児童福祉課長) 鴨下 益美

▽教育総務部参事(学校教育担当) 兼指導室長(教育総務部参事(学校教育担当)) 平原 興郎

▽教育総務部参事兼学校教育課長(学校教育課長) 関 清行

職員課(内331)。



使用する確定申告書の種類(申告書A)